



相続だより

Vol.156

そろそろ相続対策はじめてみませんか？

—— 大切な家族に「想い」を伝える ——

今月の内容

若葉をそよがせるさわやかな風に、すがすがしさを感じる季節になりました。子どもの日やゴールデンウィークには、ご家族で集まり賑やかに過ごされることもあることでしょう。そんな折に、大切なご家族の今後のことを改めて考えてみるのもいいかもしれません。



相続・贈与相談 相続Q&A

「遺言執行者の指定は口約束でも成立する？」



ワンポイントレッスン

「遺言執行者を指定するには」

詳細は次のページへ




2024年5月号



最終ページは、今月のご案内を掲載しています。ぜひご覧ください。

この資料は、信頼できる情報源から得た情報に基づいて野村証券株式会社が作成していますが、情報の正確性・完全性を保証するものではありません。この資料の記載内容等については、2024年4月現在の情報に基づいて、相続に関する参考情報として提供することを目的に作成しております。今後、事前の連絡なしに変更される場合があります。なお、この資料のいかなる部分も一切の権利は野村証券株式会社に属しており、電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等はできません。

相続・贈与相談 相続Q&A

相談

父の相続発生後、父の友人が「遺言を執行するよう頼まれている」と言ってきました。私たちは父からその話を聞いたことがなく、遺言書にも遺言執行者についての記載はありません。
□約束でも遺言を執行できるのですか？

【A】 □約束でも執行できる。

【B】 □約束では執行できない。



回答はこちら



今回のご相談は、お父様が生前、信頼できるご友人に遺言執行者になってほしいと□約束で依頼していたというケースです。

相続で財産をどう分けるかで揉めたりしないようにと生前に遺言を作成し、忙しい子ども達に、相続手続きの手間をなるべくかけさせないようにとの思いから、ご友人に遺言執行者となることを依頼されたのかもしれませんが。

「遺言執行者」とは、遺言者の死後、遺言の内容を実行する人のことで、

具体的には、相続人全員に対する遺言内容の報告や財産目録の作成・預貯金の払い戻しや分配・不動産の登記申請手続きなどを行います。

遺言執行者には、「遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言執行に必要な一切の行為をする権限」が民法で認められています。

とても大きな権限をもつ職務ですので、遺言執行者は□約束で取り決めることはできず、遺言者本人が遺言に記載する形で指定するか、遺言者の死後に相続人が家庭裁判所に申し立てて選任してもらうしか選任の方法はありません。遺言執行者を決めないという選択もできますが、その場合は相続人が協力して遺言内容に従って手続きを行いますので、遺言内容によっては利害関係が絡み、手続きがスムーズに進まないおそれもあります。

遺言執行者には、未成年者や破産者でない限り、誰でも選任することができますが、その相続について利害関係を持たない、相続に関して知識と経験がある弁護士や司法書士などの専門職に依頼するほうが安心であると言えます。

大切なご家族の円満で円滑な相続のために、単なる財産分与のためだけではない「遺言」を、一度考えてみてはいかがでしょうか。

野村証券では、お客様の相続・贈与についての様々なご質問やご相談を承っております。お近くの野村証券にご相談ください。



★正解は、【B】です。

遺言執行者を指定するには

遺言執行者

遺言者の死後、遺言の内容を実行する人。遺言執行者は必ずしも立てる必要はありませんが、第三者の遺言執行者を立てておく手続きが円滑に行えます。

遺言で遺言執行者を指定

遺言執行者の氏名、生年月日、住所、職業を記載



POINT

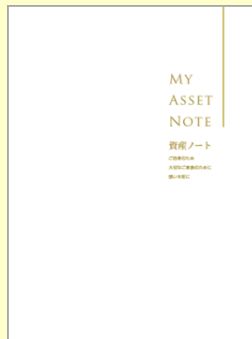


ご家族のために万全な対策をしておきたい方には、公正証書遺言の作成から遺言の執行までトータルにサポートする「遺言信託」がおすすめです。

※2024年4月現在の法律によるものです。将来変更の可能性があります。個別の税務の詳細は税理士等専門家へご相談ください。

「これまで」と「これから」をお考えいただくきっかけとして「資産ノート」で財産のリストアップから始めてみませんか！

ご自身のため、大切なご家族のために想いを形に



MY ASSET NOTE - 資産ノート -

- ★「資産ノート」は、財産を種類別に整理・記入し、資産全体の把握に役立つ小冊子、野村版「財産目録」です。
- ★「何が」「どこに」「どれだけ」あるかを確認して記入をしながら、かけがえのない「想い」を伝える準備を始めてみましょう。

まずは、相続対策のための第一歩を！



見本

遺言

遺言者野村太郎は、次の通り遺言する。

- 遺言者は、妻野村花子(昭和〇〇年〇月〇日生)に以下の財産を相続させる。
 - 所在 東京都〇〇区〇〇町〇丁目
地番 〇〇番〇〇
地目 宅地
地積 〇〇.〇〇平方メートル
 - 所在 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番
家屋番号 〇番〇
種類 居宅
構造 木造スレート葺2階建
床面積 1階 〇〇.〇〇平方メートル
2階 〇〇.〇〇平方メートル
 - 上記(2)の居宅内にある家財一式
 - 本遺言に記載以外の遺言者の有する財産の一切
- 長男野村健太(昭和〇〇年〇月〇日生)に次の財産を相続させる。
 - 〇〇証券〇〇支店(〇〇〇〇〇〇)に預託中の遺言者名義の有価証券全部
- 長女木村花代(平成〇〇年〇月〇日生)に次の財産を相続させる。
 - 〇〇銀行〇〇支店に預入中の遺言者名義の普通預金(〇〇〇〇〇〇)全部
- 遺言執行者として村野一郎(弁護士、昭和〇〇年〇月〇日生、東京都〇〇区〇〇町〇〇番地在住)を指定する。
- 付言事項
お父さんが死んでもお母さんが生活に困らないように、自宅の土地・建物はお母さんにのこすことに決めました。そのため、子どもたちの相続分は法定相続分に足りないが、子どもたちは立派に独立しているから安心している。お父さんの気持ちを理解して、これからも家族仲良く幸せに暮らしてほしい。

令和〇〇年〇月〇日

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
遺言者 野村 太郎 **野村**

野村の相続・贈与サービスのご案内



<相続> は知ることから

大切なご資産をのこす方も、もらう方も、
この機会にご一緒に考えてみませんか？

ご自身に合った
相続対策を
知りたい



野村証券HP (相続・贈与)

相続には、大きく分けて4つの問題があり、
事前に対策を検討しておく必要があります。
野村証券では、複数のソリューションを組み
合わせることで、バランスのよい相続対策を
ご案内しております。



どのような対策が必要か
確認してみましょう



相続・贈与に
関する資料が
欲しい

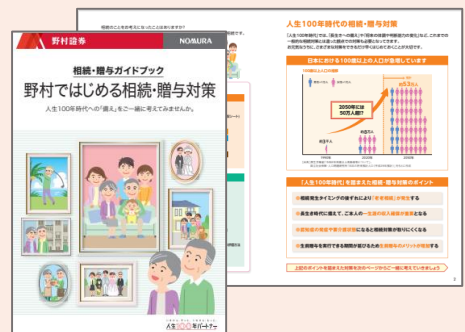


相続・贈与ガイドブック

野村証券では、相続・贈与について早いうち
からご検討いただき、しっかりと対策を取れる
よう各種資料をご提供させていただき、ご相
談に応じております。



支店検索



相続の話を
聞いてみたい



オンラインセミナー

野村証券では、さまざまな疑問やお悩みにお
応えできるよう、豊富なテーマでセミナーを
開催しています。
詳しくは下記「オンラインセミナー一覧」を
クリックしてご確認ください。



オンラインセミナー 一覧



* セミナーは定員になり次第締め切らせていただきますので、ご予約は早めをお願いいたします。
本案内に記載のセミナーでは、セミナーでご紹介する商品等の勧誘を行う場合があります。